

一七世紀中葉マサチューセッツ湾植民地における 教会-国家関係

佐々木弘通

1 本報告の主題

アメリカ合衆国憲法は、政教分離を、修正第一条で「連邦議会は宗教の公定制 (an establishment of religion) に関する…法を制定してはならない。」という文言で定めている。この文言に如実に示されているように、歴史的には政教分離とは、政教の融合したイスタブリッシュメントの否定、というところにその眼目があつた。現在、憲法解釈学の世界では、何がこのイスタブリッシュメントにあたるかの理論的考察を通して、政教分離の内

容を解明しようとしているのだが、一旦そこから距離をとり、歴史的にイスタブリッシュメントがどういうものだったかをきちんと押さえておくことは、憲法解釈学上の考察をいっそう実りあるものにするために、必要な作業であらう。

本報告は、アメリカで独立革命からそれに続く時期（一八世紀後半から一九世紀前半）にかけて、連邦においてまたそれぞれの州において、どういう国教体制に対するどのような批判的対決の結果として、いかなる政教分離体制が構築されたかを扱うものではない。その時点にお

いて崩壊した国教体制が、更に時間を遡った最盛期には、どのような姿をしていたのかを、建国一三州のなかの一つの州ないし植民地を採り上げて、考察対象とする。建国一三植民地は大きく三つに分けられる。一七世紀前半に経済的動機で植民がなされ英国教会体制がそのまま導入された南部、同じ時期に英国における宗教的少数派であるピューリタンが英国教会体制に反発し自らの信条に基づく公定制の樹立を目的に植民した北部、そして一七世紀後半以降に植民がなされ英国教会体制や宗教的寛容など宗教的に様々な体制をとった中部である。ここで採り上げるのは、北部で最有力であり、かつアメリカでいちばん最後まで——前記の連邦憲法修正第一条が一七九一年に制定されたあとの一八三三年まで——宗教公定制を維持したマサチューセッツである。

2 植民の動機、本報告の構成

マサチューセッツ湾植民地の建設が本格的に始まったのは一六三〇年のことである。その担い手には、英本国では当面のところ実現不可能であると知覚された、「世

俗面と教会面の双方における統治の正当な形態 (a due form of government both civil and ecclesiastical)」（一六三〇年に英本国から植民地に移住する船上で、植民第一世代の代表的指導者であるウィンスロップが行った俗人説教中の言葉）を、植民地において構築するという、明確な目的意識があった。ここで「教会面における統治の正当な形態」とは、会衆制 (Congregationalism) のことである。会衆制は、英国教会における主教制に對置されたもので、①神により救いに選ばれた者（聖徒）のみにより教会は構成されるべきこと、②そのような聖徒により構成される各会衆団体ないし個別教会の独立性、という二つの原理を核とする。そして「世俗面における統治の正当な形態」とは、会衆制に基づくこのような「正しい」教会秩序を保護するような政府のあり方を想定している。

以下では、次の順序で、一六五〇年頃に確立したこの「世俗面と教会面の双方における統治の正当な形態」を叙述することにする。まず第一に、教会秩序を概観する。第二に、世俗政府が教会秩序にどのように関わったかを検討する。世俗政府が治安を核とする世俗秩序だけ

でなく、教会秩序の維持をも関心事としていたこと、しかし教会秩序の維持に関わるに際しては、常に教会の自律を侵害しないよう配慮していたことが、ここでのポイントである。第三に、「正しい」教会秩序に配慮するそのような政府のあり方を担保する諸要因について、概観する。最後に、当時のマサチューセッツ湾植民地における教会・国家関係ないし宗教公定制に対して、今日の我々が政教分離の立場から、理論的にどのような批判的スタンスを取ることができるのかについて、若干の考察を行いたい。

3 教会秩序

既述のように、会衆制は二つの原理を核としていた。

①神により救いに選ばれた聖徒のみを教会構成員とすべきこと、②そのような聖徒により構成される各個教会の上位に立つ権威を認めないこと、以上である。ところでマサチューセッツ湾植民地の建設の担い手となった人々は、本国ではこれらの原理を実際に現実化することが、部分的にしかできなかった。何故なら、彼らはあくまで

英国教会内部に止まり続けるという「非分離」の主義を標榜しており、英国教会から分かれて独自の教会を立てる人々を分離派として非難するのに加わっていたからである。かくして、実際に体制教会としてこの会衆制の構想を植民地で制度化する段になると、ひとつには、理念が独特の形で具体化されることが生じ、ふたつには、「統合」という現実の要請が、理念の具体化にあたって一定のブレーキをかけることが生じた。

まず第一に、教会構成員資格の問題である。そこで問題となるのは、神により救いに選ばれた「聖徒」とは誰かという問題である。この点、分離派の会衆派は、腐敗した英国教会から分かれて自派に加入してきたというその事実でもって、「聖徒」であると認定し、それ以上のことを要求することはなかった。ところがマサチューセッツでは、教会員資格として「見える聖徒 (visible saints)」であることを要求する慣行が、一六三五年頃から急速に広まり定着した。「見える聖徒」とは、神の恩恵が自分の魂に働く経験を持つている者であり、かつ教会の会合でその経験を自ら陳述しその審査を受けた結

果、他の教会員にも確かにそうであると認められた者のことである。つまり、植民地では教会員となるためには、真面目に信仰に勤しむだけでは不十分であって、それプラス・アルファとして、人知を越えた、神の恩恵の到来という経験が必要とされることになった。それに応じて、なりたたい者は誰でも教会員となるわけではなく、教会員になるのは「狭き門」となったのである。

第二に、個々の教会における権力関係である。理論的には、聖徒の自発的結合により会衆団体が形成され、聖職者は彼らの選定・罷免により、聖職の地位にとどまるものとされていた。しかし実際には、会衆による民主主義よりは、聖職者による寡頭政と表現するのになさわしい教会運営が行われた。「統合」という現実の要請の然らしむところである。ピューリタニズムの基本的信条である聖書主義が、その際の梃子の役割を果たした。教会の機構的あり方だけでなく、教会統治の個々の決定についても、聖書による正当化が必要とされ、そして聖書解釈において、平信徒が聖職者に反対するのは困難だったからである。

第三に、個別教会相互の関係である。個別教会の独立が、会衆制の基本理念の一つだったにもかかわらず、「助言」という名目のもと、個別教会内部の紛争の調停だけでなく、教会役員を選出や、新教会の設立の場合にも、近隣諸教会の聖職者が立ち会う慣行が、早々に形成された。また植民地全体の教会の代表者が集まって、「正統信仰」の内容や教会の採るべき進路を権威ある形で明らかにする教会会議(Synod)を、開催することも認められた。個別教会の独立を貫徹すると、「宗教的統一性」が実現できなくなるのを恐れて、諸教会の連合による抑制を図るためのものである。

4 政府からの、教会活動の自律

政府は教会秩序に配慮する様々な活動を行ったが、教会を世俗政府に従属させたのではなく、教会の自律性を尊重し、第一次的にはあくまで教会が自分で教会秩序を形成・維持することを前提に、教会の霊的権力では及ばないところを政府が現世的権力で手助けする、というのが建前であった。国家と教会の相互独立という点につい

て、まず検討する。

第一に、政府は人に教会員になるよう強制する権力を持たない。聖徒の自発的結合により、教会は形成されるべきだからである。第二に、教会役員を選定・罷免にも、政府は介入してはならない。第三に、教義・礼拝様式・教会規律の問題にも、政府は関与してはならない。以上が、世俗政府が関与してはならないとされる教会の自律的領域の核である。ちなみに第一点目は個人の自発性にも関係している。これらは一々、英国教会の現実に対する批判に基づいていた。英国では万人が国教徒となることを法で強制され、また主教の選定は事実上国王が行っており、また三九箇条法や礼拝統一法により、教義・礼拝様式、そして規律の根幹たる主教制の採用が法定され、違反者には世俗的刑罰が科されていたからである。

他方で、聖職者は政府の公職に就かないという慣行が、植民地では強固に根づいていた。これまた、英国で主教が当然に貴族院に議席を持っていた事実と、対照的である。

5 政府による、教会活動への関与・支援

上述の教会の自律的領域には介入しないよう注意しながら、教会秩序の形成・維持につき教会のみの力では及ばないところを、世俗政府が現世的権力でもって手助けする。

第一に、新教会の設立に際して近隣諸教会の長老および執政官の承認を要求し、それがなければ政府はその集団を教会として扱わないものとした。因みにここで執政官(Magistrates)とは、総督(Governor)・副総督(Deputy-Governor)・参事会メンバー(Assistants)であり、植民地政府の執行権の担当者である。さてこの仕組みは、聖徒が自発的に結合し、それに近隣諸教会の承認があるとき、政府もそれにお墨付きを与えようとするものである。諸教会の連合により、新しい個別教会が「正統信仰」から逸脱する危険を防止するところまで折り込んだ、全体としての教会の自律を、政府が外枠において支えるという構図である。

第二に、植民地政府の立法府である総会議(General

Count) は、必要ときに教会会議を招集した。理論的には教会側にもその招集権が認められていた。しかし個別教会相互の平等という建前ゆえに、どの教会による招集にもワン・オブ・ゼムとしての權威が少なく、結果的に有志の集会にしかならない危険がある。そこで世俗的權威による招集という形が定着したものと考えられる。

第三に、非教会員も含む全住民に対して、主の日および折々の反省の日 (a day of humiliation)・感謝の日 (a day of thanksgiving) に教会に出席する義務を課した。教会規律が及ぶのは教会員だけであり、非教会員はその対象外だから、教会は非教会員に教会出席を義務づける術を持たない。個人の自発性が重視されたのは、教会設立および加入においてのみであり、教会出席の自発性は不可欠とは考えられていなかったため、ここはパターンナリストイックな観点から、世俗政府が権力行使に及んだということだろう。教会で神の言葉を聴くことは、出席者の魂のためでもあるのだ。

第四に、聖職者支持費 (maintenance) の調達を課税によって行う途を開いた。基本的には各タウンに一つずつ

教会があり、その教会にタウンの全住民が通った。その教会の聖職者の給料にあたる聖職者支持費は、教会員のみならずその教会に通う全住民により負担されるべきだというのが、教会側の想定だった。法の文言は、自発的献金で十分な聖職者支持費が集まらない場合には課税による、という規定の仕方になっている。実際、ボストンでは植民地時代を通して、課税方式によらず自発的献金方式で、聖職者支持費を賄った。課税方式による場合、タウンごとにその教会の聖職者との間に聖職者支持費についての契約を締結し、その契約に基づいて、タウン税として査定・徴収した。それは、他の世俗的用途に充てるためのタウン税とは別建てだった。ということ、ここでも、教会秩序の実現のためにあるべき二つの手順——聖職者とその教会に通う人々との間の、聖職者支持費に関する契約の締結と、その履行——に従って、自発性が潰えたときに、世俗権力による助けの手が差し出されているという構図が見て取れる。

6 政府による、社会の「正統信仰」に基づく編成

さて世俗政府は、世俗秩序のみならず教会秩序をも、それに対する脅威から保護し維持しなければならぬ。ここで教会秩序とは、「正統信仰」に適合した、個別教会の秩序、及びそれら個別教会により構成される植民地全体の教会秩序、の意味である。当時も世俗権力は無制約に発動されたわけではない。その発動の根拠はあくまで秩序維持である。第一に、「正統信仰」に明確に反する思想を持つ者も、それを心の裡に保持しておく限りでは、世俗権力は発動されない。人の内面にまで立ち入って「正統信仰」を強制するというのは、最も深いところで教会の自律を侵害する行為であり、世俗権力の目的たりえない。そうした逸脱思想が外面的行為として表れて初めて、秩序への脅威が生じ、世俗権力が発動されることになる。第二に、「正統信仰」からの逸脱は、聖書の定めに明確に反するものでなければならぬ。「本質的」でない「非本質的・付随的」な相違は、世俗権力による

抑制・排除の対象とはならなかった。教会秩序に対する侵害だとされるためには、以上の二つのハードルが存在するのであって、何でもかんでも手当たり次第にそれとされたわけではない。ただ今日の立憲主義諸国におけるような人権保護のための法理が未発達な当時のこと、世俗秩序であれ教会秩序であれ、およそ秩序に対する脅威というものは、少しでも害悪発生の可能性があれば、それとして知覚され、取締りの対象となったのである。しかし取締りの対象となったからといって、いきなり過酷な刑罰が科されたわけではない。世俗裁判所がまず試みたのは、説得・説諭により自己の非を認めさせることであり、認めれば刑はそれほど重いものにならないのが常だった。それでも尚、頑迷に自己の主張に固執する者に対しては断固たる措置をとったが、最も活用されたのは追放刑である。ここには、そもそもこの植民地の「正統信仰」が気に入らないならここに来るなという、この植民地のメンタリテイがよく示されている。

7 「正統信仰」保護者という政府のあり方を支える諸要因

以上のような、「正統信仰」に基づく教会秩序の保護者としての政府のあり方は、どのようにして担保されていたのか。

第一に、植民地内のどれかの教会の教会員でない限り、公民権は付与されない仕組みだった。公民権とは、立法府たる総会議の下院の代議員、および総督・副総督と参事会メンバーの選挙権と被選挙権である。教会の側で、教会員Ⅱ「見える聖徒」という慣行を定着させた結果として、公民となるのも狭き門となってしまったが、それは当初からの意図ではなかったと思われる。「世俗面と教会面の双方における統治の正当な形態」の実現という大義を共有する住民に限って、公の政治への関与を認めようというのである。

第二に、しかしそのような公民による民主主義によってではなくて、少数のエリートである執政官Ⅱ総督・副総督・参事会メンバーによる強力な指導力により、その

大義の実現を図ろうとした。

第三に、聖職者の果たした役割がある。聖職者はしばしば、政府から求められて時々の争点について「助言」をなした。多くの場合これは、執政官・対・代議員という対立図式において、執政官に肩入れする内容だった。その他にも、毎年五月の選挙に際して行われる選挙祝賀説教や、個別教会における説教において、聖職者は、執政官のリーダーシップとそれが保持する広大な権限を強力に擁護し、教会員Ⅱ公民・代議員への影響力を活用した。

第四に、本国に対するこの植民地の、強い独立の主張である。これなしでは本国の少数派である会衆派が体制教会の地位を保持し続けるのは困難である。本国の権威は認めながらも、統治に対する一切の介入を拒否した。本国への上訴や、立法に対する本国の拒否権も、特許状を盾に拒んだ。これは後に一六八四年に特許状が撤回される主要因となる。

8 今日の国家・宗教関係を考えるにあたっての示唆

以上、アメリカで政教分離が規範化されたときに克服の対象とされた国教体制を、マサチューセッツ湾植民地に素材をとって、歴史的に遡ってそのいちばん強固な存在形態において捉えてみた。この国教体制が、歴史的にどのように変容・弱体化していき、十九世紀前半にどのような規範的筋道のもとでデイススタブリッシンメントⅡ国教体制の否定へと至ったかの解明（歴史的課題）は、本報告の課題ではない。ただ最後に、次の点についてだけ若干のコメントをしたい。政教分離を標榜する今日の眼から見たとき、アメリカにおける国教体制のこのいちばん強固な形（のひとつ）が批判の対象となるべきなのは当然である。だが、いったいこの国教体制のどの部分をどのように批判すべきなのか。それはいったい、全否定の対象になりうるものだろうか。そして批判の際に我々はいかなる理論的立場に立脚しており、あるいはそもそもそうした確固たる立脚点を本場に有してい

るのだろうか。これらの点（理論的課題）についての問題提起である。

日本人である我々が政教分離の対極にあるものとして思い浮かべるのは、戦前の国家神道体制であり、そこでは政治的動員のために国家が宗教を利用するような関係が成立していた。それと対比したとき、本報告の検討対象としたマサチューセッツの宗教公定制に独特なのは——植民地設立の際の目的（第2節）の赴くところ——、それが世俗の論理に基づいて宗教を利用するよりも、むしろ宗教の論理に基づいて国家が宗教をバック・アップする体制だった点にある。その背景には、宗教が、何か別の目的のための手段としてではなくそれ自体として価値あるものだ、との判断があった。我々はともすれば、宗教公定制が公定宗教の外部に及ぼす抑圧的側面（第6節）にばかり注目し——そのことの重要性には些かの疑義もないが——、宗教公定制を否定的イメージ一色で描き出す傾向にある。しかし、宗教公定制が公定宗教じしんとどういう関係を切り結んでいたかという側面（第4・5節）にも、もっと注意を払う必要がある。この

側面においてマサチューセッツの宗教公定制は、上述のように、国家による宗教利用とは異なったありようを示しているのである。再言すれば、こうである。世俗政府は、世俗秩序だけでなく教会秩序（≡宗教秩序）の保護にも関与する。だがその際には教会（≡宗教団体）の自律性を尊重し、自律性の核となる領域にはおよそ介入してはならない。またまずは教会秩序の形成・維持に向けた教会じしんによる自律的な努力があつて、その力の及ばないところに政府が助けの手を差し延べる。つまり国家が、宗教の宗教としての重要性を認める立場に立つて、宗教の論理を踏まえながら、宗教の健全な発展のために必要な配慮を与えていくという構図が基本になっているのである。

世俗政府が宗教に関わる仕方についてのこのような構図は、今日はたして妥当性を持たないと言えるだろうか。たとえば信教の自由について、同自由の保障内容は、（日本国憲法に即していえば）思想・良心の自由、表現の自由、および結社の自由の諸条項が保障する内容の宗教的側面というに尽きるとする立場が有力に批判されて

いる。だがその場合、他の憲法諸条項にプラス・アルファされる特別の保障内容とは、右の構図に従ったものになっているのではないか。あるいは政教分離について、「政府は行動する・しないの基準として宗教を利用してはならない」というカーランド (Philip B. Kurland) 流の宗教的中立性論 (religion-blindの理論) を批判する者は、やはり右の構図に乗る部分があるのではないか。そうだとすると政教分離の立場に立つ我々といえども、かならずしもマサチューセッツの宗教公定制を全否定して事足れりとするわけにはいかない。

「いかに」信教の自由を保障し「いかなる」政教分離体制を採るべきかは、「なぜ」同自由を保障し同体制を採るべきかの問題と相関関係にある。そして「なぜ」の問題は、いったい宗教は、公共（国家的公共よりも広い意味でひとまずこの語を用いる）的価値を持っているのか、持っているとするればそれはどのようなものか、という問題に必ず突き当たる。すぐ前で批判的に言及した、「宗教」的色彩にあえて目をつぶるスタイルの諸学説は、いずれもこの点について、宗教を私的領域に閉じ込め公的

関心の対象とすべきでないとする立場を前提とするものだと言える。この立場も含めて、宗教の公共性の問題についての今日の公的論議の不在状況を、我々は一七世紀マサチューセッツの宗教公定制と向き合うことにより、照射されているのである。

〔補記：本稿は、一九九七年三月末に東京大学大学院法学政治学研究科に提出した博士論文の第二章にあたる部分の概要を、同論文を未だ執筆中だった九五一年二月の時点で口頭発表する機会を与えていただいたときの原稿に、このたび若干の加除修正を施したものである（但し第8節は全面的に書き改めた）。

なお本稿は、一九九五・九六・九七年度に交付を受けた文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。〕

（佐々木 ひろみち・日本学術振興会特別研究員）